

令和7年度

新婚生活を応援します！

(結婚新生活支援事業)

五泉市では、結婚に伴う新生活を支援するため、新婚世帯の住宅取得や賃借、リフォーム、引っ越し費用を補助します。



♡対象世帯

次の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和7年1月1日から令和8年2月28日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ② 夫婦共に五泉市に住所を有し、かつ2年以上定住意思のある世帯
- ③ ご夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④ ご夫婦の所得を合わせて500万円未満 ※他要件あり
- ⑤ 夫婦共に市税等を滞納していない
- ⑥ 夫婦双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助金を受けたことがない
- ⑦ 夫婦双方が、五泉市暴力団排除条例に規定する暴力団員でない、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない

♡対象経費

婚姻後、令和7年4月1日から令和8年2月28日の間に支払った以下の経費が対象です。

住宅費 (住宅取得)	住宅の購入費（新築または中古） ※土地の購入費、住宅ローン手数料及び利息は対象外です。
住宅費 (リフォーム)	住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新 ※倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家具購入・設置に係る費用については対象外です。
住宅費 (賃借)	賃貸住宅の家賃（最長3カ月）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
新居への引越費用	引越業者や運送業者に支払った引越費用

♡補助金額

新居の住宅費、引越費用を合わせて、

- ・夫婦共に29歳以下の世帯・・・**上限額60万円** ・左記以外の世帯・・・**上限額30万円**

♡申請受付期間

令和8年3月2日まで（受付時間 8時30分～17時15分、土・日曜日、祝日除く）

♡必要書類 申請を検討される場合は事前にご相談ください。

No	必要書類	備考	提出区分
1	五泉市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)		全員
2	同意書兼誓約書(様式第3号)		全員
3	婚姻届受理証明書又は戸籍謄本の写し		全員
4	住民票の写し	夫婦双方の住所が記載されたもの	全員
5	夫婦の所得証明書	市町村が発行する令和6年分の所得状況を証明するもの	全員
6	夫婦の市町村税の納税証明書	市町村が発行する令和6年度分の納税状況を証明するもの	全員
7	住宅の売買契約書及び領収書等の写し	契約日、金額、買主・売主双方の捺印を確認できるもの	住宅取得
8	住宅の工事請負契約書及び領収書等の写し		新築・ リフォーム
9	ローン契約書等の写し及びローン払いの内訳が確認できる返済予定表等の写し	ローン契約により住宅を購入、新築又はリフォームした場合	住宅取得・ 新築・ リフォーム
10	住宅の賃貸借契約の写し	契約日、金額、借主・貸主双方の捺印を確認できるもの	賃借
11	賃貸に要した費用に係る領収書等の写し(最長3カ月)	家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料の総額と内訳が確認できるもの	賃借
12	住宅手当支給証明書(様式第2号)	夫婦のうち、職に就いている方は提出が必要	賃借
13	引越費用に係る領収書等の写し	引越業者や運送業者に支払った引越費用が確認できるもの	賃借
14	貸与型奨学金返済証明書	貸与型奨学金の返済が確認できるもの	該当する方

♡お問い合わせ・申請受付

五泉市役所 こども家庭課 子育て企画係

〒959-1692 五泉市太田1094-1

☎0250(43)3911 ホームページ <https://www.city.gosen.lg.jp/>

詳しくはこちらから

